

Weekly Report

第644号
令和4年3月28日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

4月から実施される主な制度等(税制以外)

◎民法(成年年齢関係)改正……* 成年年齢を18歳に引下げる(飲酒や喫煙、競馬などの年齢制限は20歳を維持)、* 女性が結婚できる年齢を18歳に引上げて、男女の婚姻開始年齢を統一します。

◎年金制度の改正……* 年金の引下げ受給の上限年齢を75歳に引上げる、* 65歳未満の在職老齢年金について、年金支給が停止となる基準を47万円に緩和する、* 在職中の老齢厚生年金受給者(65歳以上70歳未満)の年金額を毎年改定する在職定時改定を導入する、* 年金手帳の交付を廃止し、基礎年金番号通知書に切替える、など。

◎個人情報保護法の改正……* 個人の権利利益を害するおそれがある漏えい等が発生した場合、個人情報保護委員会への報告及び本人への通知を義務化、* 利用停止・消去等の個人の請求権を拡大、* 個人データの第三者提供記録を開示請求できる、など。

◎パワハラ防止法の全面施行……中小事業主にも職場におけるパワーハラスメント防止のため、相談体制の整備等の雇用管理上の措置が義務付けられます。

◎育児・介護休業法の改正……* 本人又は配偶者の妊娠・出産等の申出をした労働者に対する育児休業制度等の周知及び休業の取得意向の確認を事業主に義務付ける、* 有期雇用労働者の育児・介護休業の取得要件を緩和、など。

◎道路交通法施行規則の改正……一定台数以上の自動車(白ナンバー)を使用する事業所もアルコールチェックが義務化されます。

◎その他……* 女性活躍推進法の改正、* 「くるみん」認定基準の見直し、* プラスチック資源循環促進法の施行、* 東証の市場区分の再編、など。

事業復活支援金は今月までの売上が対象

新型コロナの影響を受けて売上高が減少した中小法人・個人事業者等に対して、売上高減少額を基準に算定した額を一括給付する「事業復活支援金」の申請が実施されています(給付額は売上減少率などで異なり、法人は60～250万円、個人は30～50万円)。

本支援金は、令和3年11月～令和4年3月までのいずれかの月(対象月)の売上高が、平成30年11月～令和3年3月までの任意の同じ月(基準月)と比較して30%以上減少している事業者が対象となります。

なお、申請受付の期限は5月31日までとなりますので、ご注意ください。

★★★4月のチェックポイント★★★

※新入社員や扶養親族に異動があった社員から「扶養控除等(異動)申告書」の提出を受けます。

※協会けんぽの3月分(4月納付分)から健康保険料率の改定(都道府県で異なる)を確認。介護保険料率は、全国一律で1.64%となり、扶養親族の異動と併せ源泉徴収額を計算します。

※「給与支払報告に係る給与所得者異動届出」は、4月15日までに市町村へ提出します。

※新型コロナやe-Taxの接続障害で延期された所得税等の申告・納付期限は4月15日です。